

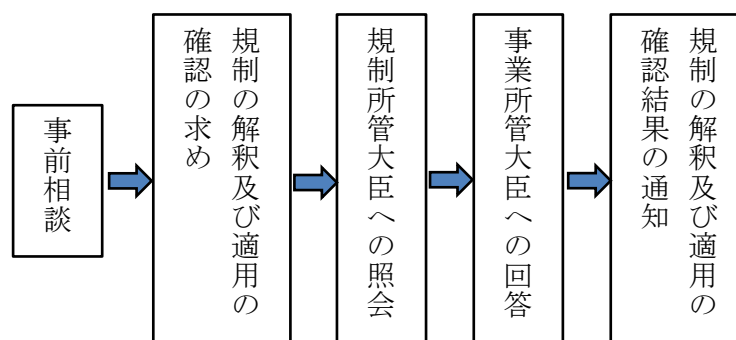
平成26年10月1日
高圧ガス保安室

高圧ガス保安法関係の「グレーゾーン解消制度」対応案件について

1. 「グレーゾーン解消制度」とは（産業競争力強化法第9条）

事業者が、既存の法令が想定していない新たな事業に取り組むケースでは、当該事業が法令に基づく規制の適用の対象となるかどうか明確でない場合がある。産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、そのような場合に、事業所管大臣を経由して、規制所管大臣に対し、個別の事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度。

本制度の特長は、規制の適用の有無について、事業所管省庁が、規制所管省庁に問い合わせることにより、事業者から直接規制所管省庁に照会する場合に、その事業者にとって、一定の困難が伴うケースがあるとの指摘があることを受け、本制度は、事業者を支援する事業所管省庁が、事業者に代わって、規制所管省庁に対し、照会を行うこととしている。



1. 法第9条に基づき、新事業活動を実施しようとする者は、事業所管大臣に対し、その新事業活動について、規制の適用の有無について確認を求める。
2. 事業所管大臣は、規制所管大臣に対し、事業者から受けた確認事項を照会する。
3. 規制所管大臣は、確認に対する回答を作成し、事業所管大臣に回答する。
4. 事業所管大臣は、事業者に対し、当該回答を通知する。

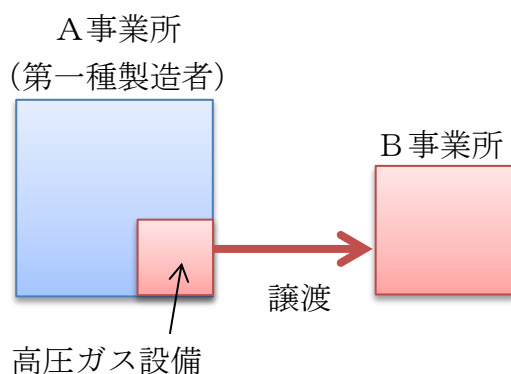
2. 制度の利用実績

「高圧ガス保安法における事業所の一部譲渡の際の保安検査等の期間について」

2-1. 背景

高圧ガス保安法における第一種製造者Aから施設を譲り受けた事業者Bが、当該施設で高圧ガスを製造することを検討。

(事業イメージ)



2-2. 確認事項

認定保安検査実施者（高圧ガス保安法第35条第1項2号）である第一種製造者Aから、事業所の施設の一部を譲り受け、当該施設で高圧ガスを製造しようとする事業者Bが、同認定を受けていない場合において、運営が引き継がれた際に

- ① Bは直ちに保安検査又は開放検査のために当該施設を止める必要はないこと。
- ② 当該施設のコンビナート等保安規則第34条第2項で規定する1年に1回の保安検査は、Aが実施した前回の保安検査から起算して行えばよいこと。
- ③ 当該施設の各設備における、保安検査の方法を定める告示で規定する開放検査は、Aが実施した前回の開放検査から起算して行えばよいこと。ただし、Aが認定保安検査実施者であったために、前回の開放検査から次回の保安検査までの期間が保安検査の方法を定める告示で定められた期間を超過する場合は、その設備の開放検査は次回の保安検査で行えばよいこと。

2-3. 照会に対する回答

高圧ガス保安法における第一種製造者からその施設を譲り受けた事業者が、同法第35条第1項第2号の認定を受けていない場合の保安検査及び開放検査の実施周期については、同法に基づく通常の周期に従い、都道府県知事等の保安検査を受ける必要がある。

具体的には、保安検査については、同法第35条第1項及びコンビナート等保安規則第34条第2項に基づき、1年（告示で定める施設は告示で定める期間）に1回、都道府県知事等が行う保安検査を受けなければならない。

また、保安検査における開放検査については、コンビナート等保安規則第37条第2項、保安検査方法を定める告示の表中の第四号に掲げるKHKS0850-3に基づき、3年（KHKS0850-3の表2で定める設備は同表で定める期間、製造細目告示により開放検査周期の延長が認められた設備はその期間）に1回、都道府県知事等が行う開放検査を受けることが必要となる。

なお、保安検査は特定施設ごとに、保安検査における開放検査は高圧ガス設備ごとに実施することから、その周期については、対象となる特定施設又は高圧ガス設備の保安検査及び開放検査の前回実施日から起算することとなる。

以上により、本件照会事項については以下のとおり回答する。

①について、Aにおいて当該施設が法令に適合した形での保安検査又は開放検査が実施され、施設の安全性が確認されている場合は、検査不備等の法令違反といった直ちに保安検査又は開放検査を都道府県知事が実施する必要があると判断する事案がない限り、対象施設がBに譲渡されたとしても、Bに直ちに運転を止めて保安検査又は開放検査を実施することまでは求めない。

②について、保安検査の実施周期については、対象施設の前回の保安検査実施日から起算することとなる。

③について、②同様に開放検査についても高圧ガス設備ごとに実施することから、その実施周期については、対象設備の前回の実施日から起算することとなる。ただし、Aが同法第35条第1項第2号で規定する認定保安検査実施者であったために、譲渡時点で保安検査方法を定める告示で定める開放検査周期である3年（KHKS0850-3の表2で定める設備は同表で定める期間、製造細目告示により開放検査周期の延長が認められた設備はその期間）を超過している場合であっても、当該高圧ガス設備については、前回の開放検査で安全性が確認されている場合は、譲渡後初回の保安検査の実施の際に開放検査を行えばよく、譲渡後、Bに直ちに開放検査を行うことまでは求めない。